

## 令和2年度 高齢者支援専門部会からの要望

要望1
<p>今まで居宅介護支援事業所連絡会や訪問介護事業者連絡会にて虐待研修を行っていただいておりますが、他の事業所や市民向けに研修を行うなど研修の充実を図って頂きたいと思っております。</p>
理由
<p>虐待者自身が虐待と認識しておらず行っていたり、区民の方が虐待の定義や実態を知ることにより、正しい知識を得、顕在化していない案件についても気付いてもらい、相談機関に繋げてもらえるよう講演会や研修会を行って欲しい。</p> <p>また、毎年居宅介護支援事業所には虐待研修を行っているが、他のサービス事業所や医療機関に対しても研修を行ってほしい、ケアマネジャーのみならず発見した事業所も通報義務がある認識を持ってもらうことで、早期発見対応できる体制の構築を図って欲しい。</p>
回答
<p>港区では、障がい者や高齢者に対する虐待や権利擁護に関して、区民に正しい知識を持っていただくため「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を毎年開催しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講演会の開催は見送り、虐待の具体的な事例や相談先の案内などを記載したチラシを作成し、民生委員や支援機関を通じて区民への配布を行い、また区役所窓口にも配架することで啓発を行っております。</p> <p>高齢者支援に深く携わる介護保険のケアマネジャーに対しては、港区内で発生した虐待の事例とその対応等についてのオンライン研修会を実施し、虐待についての理解を深めることができました。同研修会の内容につきましては、録画をとり、今回は参加できなかった事業所等に対しても、動画を再生することで、知識を共有できるよう考えております。</p> <p>また、毎年「広報みなと」により、障がい者や高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信しております。</p> <p>今後はコロナ禍における新しい生活様式も念頭に置いた多様な手法を創意工夫しながら、港区社会福祉協議会や地域包括支援センター、港区障がい者基幹相談支援センターをはじめ関係機関とも連携・協働し、虐待防止や早期発見対応に向け、より多くの対象者に向けた周知啓発や研修などの取組みを進めてまいります。</p>
港区役所保健福祉課

令和2年度 高齢者支援専門部会からの要望

要望2
新型コロナウイルス感染拡大防止対策や相談機関、事業者支援を希望する理由
<p>新型コロナウイルス問題は、医療や介護現場に深刻な影響を及ぼしている。相談機関や介護事業者においても、できる限りの感染拡大防止対策を行っているが、全国的に感染状態が続いている。</p> <p>相談機関や居宅介護支援事業所においては、来所や訪問による相談対応がある。</p> <p>来所相談については、急な来所により、元々狭隘な待合いスペースが込み合い、ソーシャルディスタンスが図れていない状況も見られる。陽性の感染者がでてしまうと相談機関や事業所の機能が失われ、多くの市民や利用者に深刻な影響を及ぼしてしまう。</p> <p>行政や関係機関より相談機関等へ来所される際の感染拡大防止の対策への周知啓発を要望する。</p> <p>(具体的には、来所の際、事前に電話での確認、検温やマスクの着用の協力など)</p> <p>また、訪問時に認知症や判断能力が不十分な方で、換気やマスクの着用などの感染拡大予防の理解や実践が困難な方がいる。</p> <p>感染拡大を防止するためにも、マスクやフェースシールドの着用や相談員やケアマネジャーで陽性感染者となった際の応援体制の検討など相談機関、事業者向けの支援も併せて要望する。</p>
回答
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策として、大阪市では健康局、福祉局が、職員や市民への感染対策に関する啓発リーフレットやFAQを作成し、周知啓発を行っています。また、大阪市のホームページでは、医療関係者や高齢者施設従事者等に向け、最新情報を随時提供しております。</p> <p>港区においても、区のホームページや「広報みなど」により、感染対策について区民への啓発・周知を行っています。とりわけ医療・介護の利用者に対しては、正しい知識により感染予防対策を実施していただけるようリーフレットを作成し、普及啓発を行っています。</p> <p>また、ケアマネジャーやネットワーク委員等の地域支援者などの関係者に対しても、新型コロナウイルスに関する理解を深めていただけるよう研修会を実施してまいりました。</p> <p>今後とも区民への正しい知識の啓発・周知はもとより、港区社会福祉協議会とも連携し、相談機関、事業者等の関係者との情報共有を図りながら、安全安心に事業を継続していただけるような取組みを推進するとともに、大阪市健康局、福祉局に対しても必要な支援を適宜求めてまいります。</p>
港区役所保健福祉課

令和2年度 高齢者支援専門部会からの要望

<p>要望3</p>
<p>認知症高齢者支援における「あんしんさぽーと」の利用開始までの期間短縮について</p>
<p>理由</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活能力は比較的保たれているが、金銭管理が困難になり、在宅生活を継続するうえで、課題となるケースが増えている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①収入に応じた支出管理ができなくて生活課題となるケース。</li> <li>②多額の収入があるが、認知症症状から、近親者含め他者に対する不信感が増し、他者の介入が困難になるケース。</li> <li>③光熱費の支払いや、生活費の出金等の動作ができずに、ライフラインの供給が停止するケース。</li> </ul> </li> <li>介護保険サービス利用にて解決するケースもあるが、当事者の理解、同意を得るまでに日数がかかる場合や、介護保険利用に至らないケースもある。</li> <li>・申請から初回面談までの日数が長く、面談が完了するまでの期間が長い。また面談完了までの期間が長く、その間に認知症症状が進行し、利用開始に至らないことがある。</li> <li>・認知症高齢者の増加に伴い、「あんしんさぽーと事業」の利用を必要とする対象者は増えると考えられるため、手続きの簡略化等にて、早急に利用できる制度への見直しを要望する。</li> </ul>
<p>回答</p>
<p>区社会福祉協議会で実施している「あんしんさぽーと事業」は、利用に至るまでの期間が長いことが課題となっているため、事業を所管する福祉局に改善を要望し、平成31年4月に人員が増員されるなど、申請から実際に利用に至るまでの時間の短縮につながるよう努めているところです。</p> <p>しかしながら、利用開始までの期間がまだまだ長く、その間の支援に困難な状態にある事案があり、今後、利用者がいっそう増加することが見込まれる中、制度を必要とする方にとってより利用しやすい制度となるよう、手続きの簡略化等を含め、引き続き、福祉局に制度の改善を要望してまいります。</p>
<p>港区役所保健福祉課</p>